

橋梁点検要領

令和 4 年 6 月



香川県土木部道路課

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 定期点検の目的	2
3. 定期点検の頻度	3
4. 定期点検の体制	4
5. 状態の把握	5
6. 損傷程度の評価	7
6. 1 損傷の種類	7
6. 2 点検する部材	8
6. 3 損傷状況の評価	9
6. 4 詳細調査等の必要性の判定	10
7. 健全性の診断	11
8. 記録	15
9. 措置	16
別紙 1	17
別紙 2	18
別紙 3	21

1. 適用の範囲

本要領は、香川県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。

【補足】

本要領は、「道路橋」に対して省令及び告示(以下、「法令」という)に従い、道路橋の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。

ここで、道路橋の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の道路橋の諸条件を考慮して定期点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、道路橋の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

道路橋点検は、通常巡回に併せて日常的に行われる通常点検、予め一定の期間を定めて定期的に行われる定期点検、災害や大きな事故が発生した場合と予期せぬ異常が発見された場合に行われる異常時点検などに分類されるが、本要領は定期点検に適用するものである。土かぶり1.0m未満のボックスカルバートは、道路橋として管理しているため、本要領に基づいて点検するものとする。なお、横断歩道橋は、簡易点検を実施しており本要領の適用外とする。

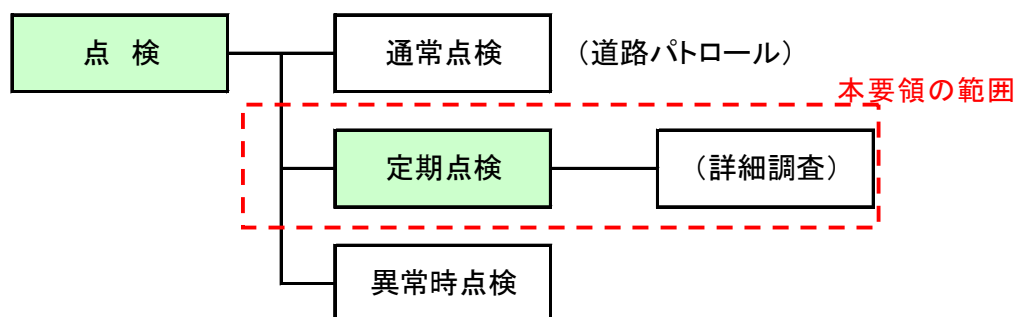


図-1.1 道路橋点検の分類

2. 定期点検の目的

定期点検は、道路橋の損傷状況を早期に発見することにより、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るために実施するものである。また、道路橋の維持管理を効率的に行うため、点検によって得られた結果を記録・蓄積するものである。

【補足】

定期点検は、損傷状況の把握及びそれらの結果の記録を行うことを目的としており、予め一定の期間を定めて定期的に行われるものである。ただし、通常点検や異常時点検など他の点検との役割分担のもとで、互いに情報を共有しながら適切に行われる必要があり、定期点検の実施にあたっては目的を十分に理解した上で、他の点検と連携し効率的かつ効果的に行うことが重要である。

道路橋点検の標準的な流れを図-2.1に示す。

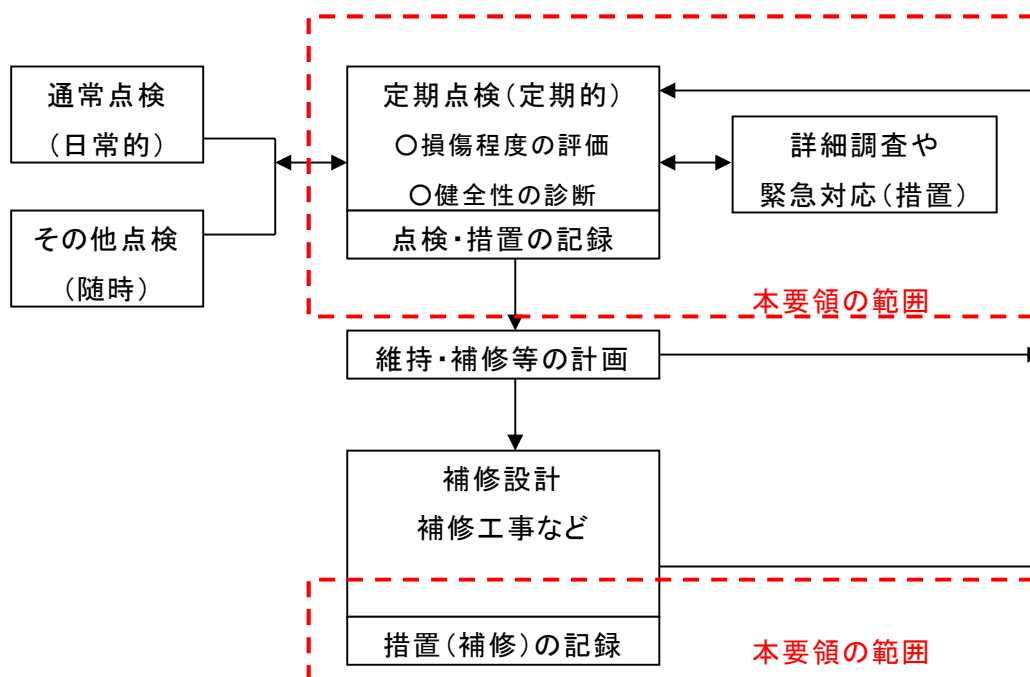


図-2.1 道路橋点検の標準的な流れ

3. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。
新設道路橋については、供用開始後概ね2年以内に初回を行うものとする。

【補足】

定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される道路橋の状態の変化も考慮して健全性の診断を行うことになる。

道路橋の架設状況と状態によっては5年より短い間隔でも状態が変化したり危険な状態になる場合も想定される。法令は、5年以内に定期点検することを妨げるものではない。

また、法令に規定されるとおり、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施するものである。新設道路橋などは初期欠陥を早期に発見すること、道路橋の初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的として供用開始後概ね2年以内で点検することとした。

4. 定期点検の体制

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

【補足】

道路橋は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が道路橋に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、道路橋の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取舍選択する必要がある。そこで、法令に規定されるとおり、必要な知識と技能を有する者（以下、定期点検を行う者という）が道路橋の定期点検を行うことが求められる。

たとえば、以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

なお、定期点検は、原則として県職員が実施するものとし、近接することが困難な場合などは建設コンサルタント等への業務委託により実施するものとする。また、職員による定期点検の標準的な実施体制は、安全性を考慮して1班2名以上とする。なお、梯子を使用する場合などは、必要に応じて人員の追加を行うものとする。

点検作業の実施にあたっては、点検作業の内容に応じて必要な点検機器を携帯するものとし、参考として一般的に携行することが必要となる機械機器を以下に示す。

必需品	点検用具	点検ハンマー、コンベックス、クラックゲージ
	記録用具	デジタルカメラ、記録用紙 筆記用具
	点検用補助機器	ヘルメット、軍手、長靴
あれば良いもの	記録用具	チョーク、黒板
	点検用補助機器	懐中電灯、安全チョッキ

5. 状態の把握

健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。

【補足】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

道路橋の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路橋の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。

一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が橋毎に判断することとなる。



写真-5.1 高所作業車による点検の例



写真-5.2 橋梁点検車による点検の例

6. 損傷程度の評価

6.1 損傷の種類

定期点検では、点検する部材に応じて表-6.1.1に示す損傷の種類に対して点検を実施するものとする。

表-6.1.1 損傷の種類

材 料	損傷の種類
鋼	①腐食
	②亀裂
	③ゆるみ・脱落
	④破断
コンクリート	⑥ひびわれ
	⑦剥離・鉄筋露出
	⑧漏水・遊離石灰
	⑨抜け落ち
	⑪床版ひびわれ
その他	⑭路面の凹凸
	⑯支承部の機能障害
	⑰定着部の異常
	⑲沈下・移動・傾斜
	⑳洗掘

【補足】

本要領では、定期点検で把握する損傷の種類を、「橋梁定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課」に記載されている損傷の種類(26種類)の中から、一般的な構造形式の道路橋における主要な損傷として表-6.1.1に示す14種類とした。

6.2 点検する部材

定期点検で対象とする部材ごとの損傷の種類は、道路橋の構造形式に応じて表-6.2.1を標準とする。

表-6.2.1 部材ごとの損傷の種類

工種	部材	損傷の種類
鋼上部工	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑱定着部の異常
	縦桁	
	横桁	
	対傾構	
	横構	
	鋼床版	
	床版	⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑪床版ひびわれ ⑱定着部の異常
コンクリート 上部工	主桁	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑱定着部の異常
	横桁	
	床版	⑦剥離・鉄筋露出 ⑨抜け落ち ⑪床版ひびわれ ⑱定着部の異常
下部工	橋台	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑱定着部の異常 ⑳沈下・移動・傾斜 ㉑洗掘
	橋脚	
支承部	支承本体	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑯支承部の機能障害
路面	—	⑭路面の凹凸

【補足】

本要領は、一般的な構造形式の道路橋における主要な部材のみに着目し、各部材で対象とする損傷の種類を表-6.2.1に示すとおりとした。

6.3 損傷状況の評価

損傷程度は、部材ごと、損傷種類ごとに評価するものとし、評価区分は表-6.3.1に示すとおりとする。なお、損傷程度の評価は、最も損傷程度が著しい部材の評価区分をその部材の評価とする。

表-6.3.1 損傷種類ごとの評価区分

損傷種類	評価区分
①腐食	a～e
②亀裂	a・c・e
③ボルトの脱落	a・c・e
④破断	a・e
⑥ひびわれ	a～e
⑦剥離・鉄筋露出	a・c・d・e
⑧漏水・遊離石灰	a・c・d・e
⑨抜け落ち	a・e
⑪床版ひびわれ	a～e
⑭路面の凹凸	a・c・e
⑯支承部の機能障害	a・c・e
⑰PC定着部の異常	a・c・e
⑳沈下・移動・傾斜	a・e
㉑洗掘	a・c・e

【補足】

損傷の程度は、「橋梁点検マニュアル 2. 損傷評価基準および事例」に示す『損傷程度の評価区分』に基づいて部材ごと、損傷種類ごとに評価する。評価の結果は、上部工については径間ごと、下部工については下部工ごとに記録するものとする。ただし、対象とする道路橋に構造形式が異なる上部構造が複数存在する場合には、構造形式ごとに記録するものとする。

評価の記録にあたっては、上部構造については損傷の発生位置を図-6.3.1に示すとおり代表径間を平面的に9分割して、別紙2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位）に示す部材番号ごとに記録するものとする。

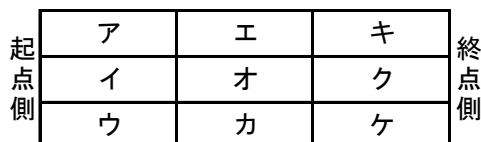


図-6.3.1 損傷発生位置の記録イメージ(上から見た図)

6.4 詳細調査等の必要性の判定

定期点検では、損傷の状況を把握した上で、詳細調査等の必要性を判定するものとする。

【補足】

定期点検は、近接目視を基本としているために、把握できる損傷の状況には限界があり、損傷原因や規模、進行可能性などが不明な場合がある。一般的にはこれらが不明の場合、補修等の必要性の判定は困難で詳細調査が必要となる。

また、損傷状況から橋梁構造の安全性の観点、自動車、歩行者の交通障害や第三者に被害を及ぼす恐れがあるような損傷によって緊急対応の必要があると疑われる場合、緊急対応の必要性を確実に判定しなければならない。例えば、コンクリート部材の鉄筋露出に関して、損傷評価基準において「評価区分一無」と評価される場合でも、コンクリート片が落下する恐れがあり、第三者への被害予防を図る観点からは緊急対応の必要性の判定が求められる。

定期点検では、当該道路橋の各損傷に対する詳細調査等の必要性について、点検から得られる情報の範囲で表-解6.4.1に示す判定を行うものとする。

表-解6.4.1 詳細調査等の必要性の判定区分

判定区分	内 容
経過観察	損傷が認められないか損傷が軽微で補修の必要性がない状態をいう。また、損傷があり補修等の必要があるが、直ちに補修等を行うほどの緊急性はなく、放置しても次回点検までに構造物の安全性が著しく損なわれることはないと判断できる状態。
詳細調査	詳細調査を実施して損傷原因を究明し、経過観察または補修等を判断する状態。
緊急対応	橋梁構造の安全性確保、安全・円滑な交通の確保、第三者への被害予防の観点から、適切な緊急対応を実施する必要があると判断される状態。

詳細調査等の必要性の判定は、「橋梁点検マニュアル2. 損傷評価基準及び事例」に示す『詳細調査などが必要な場合』を参考に行うものとする。

7. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。

(1) 部材単位の健全性の診断

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、表-7.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-7.1 判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【補足】

点検時に、うき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IV の判定を行うこととする。

調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえ I～IV の判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分の I～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

また、「健全性の診断」と「損傷程度の評価」は、一般には次のように対応するが、損傷程度の評価結果、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響、当該部位、部材周辺の部位、部材の現状等を考慮した総合的な診断であり、技術者の技術的判断が加えられたものであるため、両者の評価、判定の観点は全く異なることに留意する。

健全性	内容	損傷程度
I	損傷が認められないか、損傷が軽微である。	a
	状況に応じて補修を行う必要がある。	b
II	予防保全の観点から、補修等を行う必要がある。	c
III	橋梁構造の安全性の観点から、 速やかに補修* 等を行う必要がある。	d
IV	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	e

※ 「速やかに補修」とは、概ね5年(次回の定期点検)以内に補修することをさす。

(判定の単位)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-7.2に示す評価単位毎に区別して行う。

表-7.2 判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

【補足】

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。(別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)

なお、表-7.2 に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について橋全体への影響を考慮して「表-7.1 判定区分」に従って判定を行う。

表-7.2 でその他に分類される部材について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課)、また、附属物については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課)を参考にすることができる。

(変状の種類)

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-7.3に示す変状の種類毎に行う。

表-7.3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくるのが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。(別紙2 点検項目(変状の種類)の標準(判定の単位)参照)

なお、その他の変状について、直轄国道において適用される「橋梁定期点検要領」(平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課)を参考にすることができる。

(2)道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は表-7.4の区分により行う。

表-7.4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【補足】

定期点検を行う者が、道路橋の健全性の診断の一連として、道路橋の状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を、法令で求められる4つの区分に分類する。

「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。

(「道路施設現況調査要項(国土交通省道路局企画課)」を参考にすることができる。)

- ① 道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ② 道路橋が1箇所において上下線等分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の道路管理者が行政境界で各々異なる場合も管理者毎ではなく、1つの道路橋として1橋と取り扱う。(高架橋も同じ)

道路橋毎の健全性の診断にあたっては、以下の点に注意する。

- ・ 部材等の変状が道路橋全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性、変状の原因並びに変状の進行性、架橋条件などによっても異なること。
- ・ 複数の部材の複数の変状を総合的に評価するのがよいこと。
- ・ 健全性の診断では、変状の原因の推定に努め、措置の範囲や方法の検討に必要な所見を残すとよいこと。一方で、この健全性の診断は、定期点検で得られた範囲の情報に基づく対策の必要性に関する所見であり、具体の措置方法について検討することはこの要領の定期点検の範囲では想定していないこと。(「9. 措置」を参照のこと)

判定区分の I ～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

法令では求められていないものの、多くの道路橋で、部材単位でも措置の必要性は診断されている。近接目視を基本として橋の状態を把握した上で道路橋としての健全性の診断を直接行うとしても、比較的小規模かつ単純な構造である橋を除けば、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は橋梁形式等によっても大きく異なる。さらに、機能や耐久性を回復するための措置は部材単位で行われることが多く、定期点検の時点でその範囲をある程度把握できる情報を取得し、記録するのが維持管理上も合理的であることなどから、多くの道路橋で部材単位での措置の必要性について所見をまとめ、記録しておくことが合理的と考えられている。

8. 記録

定期点検の結果を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

【補足】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。(別紙3 様式1、様式2参照)

なお、維持管理に係わる法令(道路法施行規則第4条の5の6)に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。

※ なお、「6. 損傷程度の評価」については、「橋梁点検マニュアル」の点検調書に記入すること。

9. 措置

道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【補足】

措置には、補修や補強などの道路橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

措置にあたっては、最適な方法を道路橋の道路管理者が総合的に検討する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要である。たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した調査の結果を踏まえれば、橋の措置方針が変わることも想定される。その場合には、橋の健全性の診断区分も適切に見直すことができる。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て道路橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。たとえば道路橋の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行うことも考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討する必要がある。

また、排水柵、伸縮装置、支承部の土砂詰まりなど、通常の維持工事等で対応できるもので、道路橋を健全な状態に保つために有効であるものは、点検時や維持工事等で速やかに対応することが望ましい。

なお、措置後には、「7. 健全性の診断」を行い、記録しておく必要がある。工事に伴う足場の撤去前などに行うことが望ましい。

別紙1 用語の説明

(1) 定期点検

定期点検は、定期点検を行う者が、近接目視を基本として状態の把握(点検※1)を行い、かつ、道路橋毎での健全性※2を診断することの一連を言い、予め定める頻度で、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うものである。

※1 点検

道路橋の変状、道路橋にある附属物の変状や取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置※3を含む。

※2 健全性の診断

次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示す。また、そのとき、所見の内容を法令に規定されるとおり分類する。

※3 応急措置

道路橋の状態の把握を行うときに、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。

(2) 措置

定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、道路橋の機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策(補修・補強)、撤去などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどがある。

(3) 監視

監視は、対策を実施するまでの期間、道路橋の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握することをいう。

(4) 記録

定期点検、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の結果について、以後の維持管理のために記録することをいう。

別紙2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位）

付表-1 点検項目（変状の種類）の標準

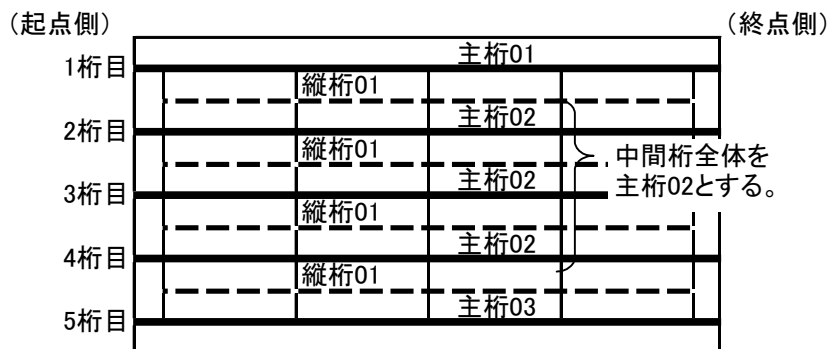
部位・部材区分		対象とする項目（変状の種類）		
		鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁	腐食 亀裂 破断 その他	ひびわれ 床版ひびわれ その他	
	横桁			
	縦桁			
	床版			
	その他			
下部構造			ひびわれ その他	
	橋脚			
	橋台			
	基礎			
	その他			
支承部				支承の機能障害
路上				
その他				

※灰色ハッチは表-7. 2 判定の単位の標準でその他に区分されているものを示す。

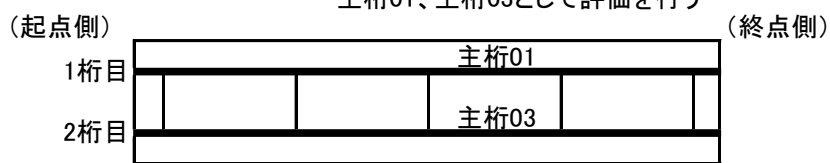
※「橋梁定期点検要領」（平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課）を参考にすること。

(部材番号図の例)

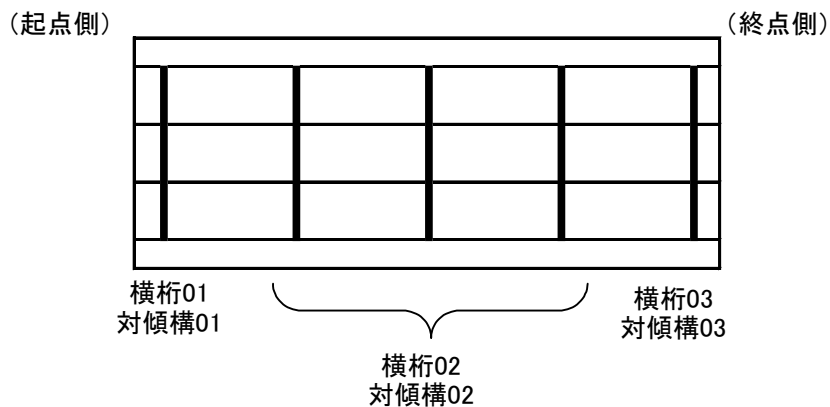
主桁(上から見た図)



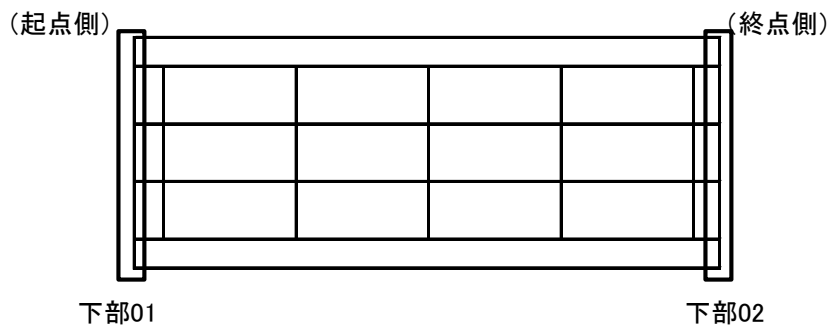
※ 中間桁が無い場合は
主桁01、主桁03として評価を行う



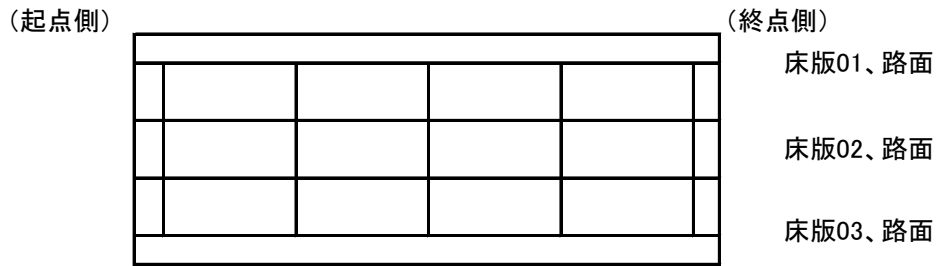
横桁、対傾構(上から見た図)



下部構造(上から見た図)



床版、路面(上から見た図)




- ※ 床版は端部を床版01、床版03とし、中間部を床版02とする。
- ※ 路面は構造形式にかかわらず、橋軸直角方向に3分割して評価する。

(部材番号の分割方法)

部位・部材区分		損傷場所の記録方法
上部構造	主桁	主桁01～03の3分割を基本とする。
	縦桁	縦桁01～03の3分割を基本とする。
	横桁	横桁01～03の3分割を基本とする。
	対傾構	対傾構01～03の3分割を基本とする。
	横構	横構01～03の3分割を基本とする。
	床版	床版01～03の3分割を基本とする。
下部構造	橋台	下部01～ 一基ごとに評価する。
	橋脚	
支承部		支承0101～0103、支承0201～0203の6分割を基本とする。
路面		床版01～03の3分割を基本とする。

- ※ 損傷程度の記録は、上記部材番号毎にア～ケの損傷位置をあわせて記録する。

別紙3 点検記録様式の記入例

別紙2 様式1様式2								様式1
橋梁名・所在地・管理者名等								
橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度	○° x' △" □° ▽' ◎"	橋梁ID		
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	県道〇〇	〇〇県△△市□□地先						
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)		
〇〇県〇〇振興局〇〇土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管		
部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)					定期点検者 (株)〇〇 △△ □□			
定期点検時に記録				応急措置後に記録				
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるように記載)	応急措置後の判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定実施年月日		
上部構造	II	腐食	写真1、主桁02	I		2013.5.〇		
横桁	II	腐食	写真1、横桁02	I		2013.5.〇		
床版	III	ひびわれ	写真2、床版01	II		2013.5.〇		
下部構造	I							
支承部	I							
その他								
道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)								
定期点検時に記録								
(判定区分)	(所見等)							
III	(適切に記載する)							
全景写真(起点側、終点側を記載すること)								
架設年次	橋長	幅員						
1984年	107m	11.8m						
橋梁形式 ○径間連続鋼桁橋、○式橋台2基、○式橋脚2基								

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

20



別紙2 様式1様式2

様式2

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がII、III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

写真1 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: II】  主桁02、横桁02	写真2 上部構造(床版)【判定区分: III】  床版01
支承部【判定区分: 】	下部構造【判定区分: 】

21

付録 1、2 省略

「橋梁定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局」を参照のこと

(参考)

<道路法> ■ 道路の維持又は修繕を定める。

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

<道路法施行令> ■ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定める。

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

<省令:道路法施行規則> ■ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準等を定める。

第四条の五の六 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

<告示:トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号)>

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁点検要領

平成20年6月 初版
平成21年5月 改訂
平成26年9月 改訂
平成27年8月 改訂
令和 4年6月 改訂

発行 香川県土木部道路課
〒760-8570 高松市番町4丁目1-10
電話 087-832-3533
